

座間市教育委員会臨時会会議録

1 開 会 日 令和7年10月1日（水）

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
委員 有山 周一 委員 馬場 悠男
委員 升水 由希 委員 吉田 幸代

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光弘
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前10時04分

7 議 案

議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
38	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

8 閉会時刻 午前10時18分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会臨時会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は10月1日今日一日といたします。
次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と升水委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長 続きまして、前回会議録の承認に移ります。
座間市教育委員会9月定例会の会議録について、吉田委員を除く委員には、事前に配付のとおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、前回会議録は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。
なお、会議録の署名は、本臨時会後に行うことといたします。

木島教育長 続きまして、本日の案件に移る前に、教育委員会委員の任命について御報告いたします。令和7年座間市議会第3回定例会において、教育委員会委員の任命に係る議案が同意されたことにより、新たに吉田委員をお迎えすることとなり、先ほど市長から選任辞令が交付されました。

ここで、吉田委員から御挨拶をいただきたいと思います。

吉田委員 皆さま、はじめまして。吉田幸代と申します。先ほど教育委員会委員に任命されました。任期は4年間です。

はじめ、このお話をいただいた時は驚きましたが、お話を聞くうちに、大変ありがたい話だと思い、承諾させていただきました。

私は座間と座間の人々が好きです。未来を担う子どもたちのために何か手助けができるよう、尽力していきたいと思います。

皆さまの力も必要です。その分、私もお返しできるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

木島教育長 吉田委員、ありがとうございました。これから共に取組んでいきましょう。
私からの報告は以上です。

木島教育長 続きまして、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が欠けた場合には、あらかじめ指名されている委員がその職務を行うこととなっております。本日以降の教育長職務代理者には、有山委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項及び座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則第2条に基づき、その職務を教育部長に委任することとしております。

木島教育長 続きまして、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。本日の案件は人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、本日の案件は非公開といたします。

(議案第38号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。
その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 生涯学習課からは2点の御報告事項がございます。
1点目は、損害賠償案件に伴う市長専決処分についてです。
2点目は、座間市立市民文化会館の指定管理者の指定に係る報告についてです。
はじめに、市長専決処分について御説明します。ただいま配付した資料、「生涯学習課報告」を御覧ください。

まず、専決処分とはどのようなものかを説明させていただきます。専決処分とは、本来市議会の議決、承認が必要な事項について、市長が、議会の招集が困難な緊急時や議会からの委任によって議決に代わる意思決定を独自に行うことを意味します。緊急性を伴う場合や軽易な事項を迅速に処理し、行政運営の遅れや滞りを防ぐための例外的な制度として行われている行為です。

今回、生涯学習課では、座間市公民館における和解及び損害賠償の額を定めるため地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分を行い、同条第2項の規定により、本年9月30日に開催された令和7年座間市議会第3回定例会最終日において議会に報告したものです。

どのような損害賠償事案が発生したのかについて、具体的に御説明いたします。本年8月28日、本市公民館の職員が公民館の臨時駐車場の草刈り業務を行うに当たり臨時駐車場に隣接している座間市商工会館の屋外コンセントを電源として借用してありました。この臨時駐車場は、商工会館の隣、座間小学校の校庭の向かい側にある砂利が敷き詰められている駐車場です。

草刈り業務終了後、草刈り機の電源コードを商工会館の屋外コンセントから抜こうとした際、老朽化していたと思われる屋外コンセントを破損させてしまいました。破損後、速やかに座間市商工会に経緯を説明のうえ、謝罪をした後、保険対応により修繕を行うこととし、その修繕費用として2万円の損害賠償額が発生いたしました。

以上のことから、本年9月17日に市長による専決処分が行われ、令和7年座間市議会第3回定例会最終日である本年9月30日に専決処分の報告を市議会に行わせていただきました。1点目の報告は以上です。

次に、座間市立市民文化会館の指定管理者の指定に係る報告について、配付資料はございませんので、口頭で御説明いたします。

去る8月20日に開催されました教育委員会8月定例会において承認され、その後市長に対し、座間市立市民文化会館の指定管理者の指定を申し出た件について、令和7年座間市議会第3回定例会において、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団を指定管理者とすることが承認されましたことを御報告いたします。

指定管理者という用語が多用されましたので、補足説明をさせていただきます。指定管理者とは、本来市の職員が管理・運営業務等を行う公共施設に対し、市長が指定する法人やその他民間企業等の団体に、公の施設の管理を行わせることを意味してします。指定に際しては、地方自治法の決まりに基づき、市議会で承認を得る必要がございます。

本件に係る今後のスケジュールといたしましては、指定管理者に指定しました公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団に対し、議会の承認を得て、正式に指定した旨の通知を行います。その後、10月中を目途に基本協定の締結を行い、令和8年3

月に行われる予定の令和8年座間市議会第1回定例会における令和8年度当初予算の議決後、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団と令和8年度中の年度協定書を締結して事業に取り組む予定です。

生涯学習課からの報告は以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。専決処分について及び指定管理者について、詳しく御説明いただきました。大変わかりやすかったと思います。

ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 他は、よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年10月15日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会臨時会を閉じさせていただきます。